

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

※受給には手続きが必要です。

☎ 福祉課福祉係(11番窓口) ☎64-1120

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

1 世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

湯浅町から確認書が届きます(要返送)
令和3年12月10日時点で住民登録のある方には確認書を送付しますので、内容を確認し、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

2 令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

令和3年度住民税が課税されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、非課税相当まで収入が減少された方。※詳しくはお問い合わせください。

確認書は、2月中旬頃から順次発送する予定です。お手元に届くまでしばらくお待ちください。
※ただし①②いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)のお知らせ

☎ 湯浅町コロナワクチン相談窓口(9番窓口) ☎22-3830

3回目接種が始まっています

医療従事者を除き、高齢者など一般の3回目接種は、令和4年1月7日からワクチン接種券(クーポン券)を送付し、1月24日から接種を開始しています。2回目接種を早く終えた方から順番に、ワクチンの供給量に合わせてクーポン券をお送りしていますので、クーポン券が届きましたら、湯浅町コロナワクチン相談窓口にご連絡し、接種の予約をお申込みください。

クーポン券が届いたら、ワクチン接種を早く済ませましょう

3回目接種にはファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンを使用します。これらは同じ仕組みのワクチンで、国は、2回目までと異なるワクチンを接種する「交互接種」について、高い効果と安全性が期待できるとしています。

接種スケジュールを前倒しするためには、国から配分される武田/モデルナ社ワクチンを使用します。武田/モデルナ社ワクチンによる3回目接種は、1・2回目接種で用いた量の半量となり、2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

(出典:新型コロナワクチンの特例承認に係る報告書から)

2つのワクチンに大きな違いはありません。感染や重症化のリスクを軽減するために、少しでも早く3回目のワクチン接種を済ませることが大切です。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

★新型コロナワクチンに関する最新の情報は、湯浅町ホームページで公表しています。